



長野県報

12月15日(月)
平成26年
(2014年)
第2633号

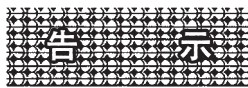
目次

告示

災害救助法の適用地域の指定（危機管理防災課）	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（7件）（森林づくり推進課）	1
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	3

公告

随意契約の相手方の決定（財産活用課）	4
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	4
土地改良区連合役員の退任の届出（農地整備課）	4



長野県告示第680号

地震による災害が発生したので、災害救助法施行細則（昭和34年長野県規則第3号）第2条第1項の規定により、平成26年11月22日から北安曇郡白馬村、北安曇郡小谷村及び上水内郡小川村の区域を災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用地域に指定しました。

平成26年12月15日

長野県知事 阿部守一

危機管理防災課

長野県告示第681号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年12月15日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
須坂市大字豊丘字飯綱3231、3232の1から3232の3まで、3233から3241まで、字坊平3290の1、大字仁礼字仙仁山3153の614、3153の1041
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字飯綱3231・3232の1・3233から3235まで・3237から3241まで（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）字仙人山3153の614、3153の1041

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び須坂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第682号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年12月15日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大田市美麻字家ノ上4072から4074まで、字浦ノ沢4084の1、字浦山4091、字ツミノ沢4110のイの1、4110のイの2、4110のイの3、4115の1、4115の2、字センゲンノ前中切16598の2、字ゴウロフ16600の2、字夏井戸上16665、16666の2、16667の2、夏井戸16666の4、16666の6、字田ナリ16668、16669、16671、字上林16673の2、16677、16679の2、字コウロフ口道下16674、16675、字センゲンノ下16676のイ、16676のロ、字桑ノ木21241の

1、21241の2(国有林)、21242のイ、字クツレ21261のロの2、字坂21274の2、21275、21276の2、34922の1、34924のロ、34924のハ、34925のロ、字沢畑21278、字吉原21279の1、21279の2(国有林)、字松ノ木田21313、21314の1、21314のハ、字横マクリ21349、21350、字塩田28166の3、28167の2、28173の2、字川向28211の2、28214の2、28214のハ、28214のニ、28216の2、28219の2、28221のイ、28221のロ、28223の2、28229、28230、28231の1、28231の2(国有林)、28231のロ、28232の1、28232の2(国有林)、字権現堂34813の2、34816の2、34819の2、34822の2、字向34823の2、34823のロ、字家浦34882のロ、字浦34883の2、字大下34891の4、字庭麻苧34895の2、字芹田34896の2、34898のロ、字駒瀆34899のロ、34900のロ、34902、34903の2、34904の2、34905の2、34905のロの1、34905のロの2、34905のハ、字川道下34951のロ

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、伐採を禁止する。

字向34823の2

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

字家ノ上4072から4074まで、字浦ノ沢4084の1、字浦山4091、字ツミノ沢4110のイの1、4110のイの2、4110のイの3、4115の1、4115の2、字センゲンノ前中切16598の2、字ゴウロフ16600の2、字夏井戸上16665、16666の2、16667の2、夏井戸16666の4、16666の6、字田ナリ16668、16669、16671、字上林16673の2、16677、16679の2、字コウロフ口道下16674、16675、字センゲンノ下16676のイ、16676のロ、字桑ノ木21241の1、21241の2(国有林)、21242のイ、字クツレ21261のロの2、字沢畑21278、字吉原21279の1、21279の2(国有林)、字松ノ木田21313、21314の1、21314のハ、字横マクリ21349、21350、字塩田28166の3、28167の2、28173の2、字川向28211の2、28214の2、28214のハ、28214のニ、28216の2、28219の2、28221のイ、28221のロ、28223の2、28229、28230、28231の1、28231の2(国有林)、28231のロ、28232の1、28232の2(国有林)

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第683号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年12月15日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡阿南町字南條2365の1、2366、字西條1766の1、1766の2、1766の41(国有林)、1767の10、1767の24

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第684号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年12月15日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東筑摩郡生坂村10496の2、10496の3

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び生坂村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第685号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年12月15日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東筑摩郡生坂村大字東広津12076、12077、12083のロ、12100、12324、12325、12338のイ、12338のロ、12484から12486まで、12493、12495から12497まで、12499、12502、12503、12505から12510まで、12518から12522まで、12532から12537まで、12539から12542まで、12559、12561、12566から12568まで、12571から12573まで、12575から12577まで、12584、14193の9、14193の36、14193の37から14193の39まで(以上3筆国有林)、14193の50、14193の66から14193の69まで(以上4筆国有林)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
14193の9、14193の36、14193の37から14193の39まで(以上3筆国有林)、14193の50、14193の66から14193の69まで(以上4筆国有林)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び生坂村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第686号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年12月15日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北安曇郡白馬村大字神城字柘木沢15289から15303まで、15304の1、15304の2、15305の1、16858から16860まで、大字北城字ソウレイサワ17921の1、17921の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ソウレイサワ17921の1(次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び白馬村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第687号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年12月15日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北安曇郡白馬村大字北城字大沢19302、大字神城字天狗山22129、字北ノ入22130の1、22130の15から22130の28まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大沢19302(次の図に示す部分に限る。)、字北ノ入22130の16から22130の28まで
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び白馬村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県大町建設事務所告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成27年1月5日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年12月15日

長野県大町建設事務所長 竹内敏昭

- 1 路線名 148号

- 2 供用を開始する区間
北安曇郡小谷村大字北小谷字マムシ岩3849番7地先から
北安曇郡小谷村大字北小谷字苗城間3910番2地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成26年12月15日

道路管理課



公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

平成26年12月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 契約に係る調達産品等の種類及び数量
県庁舎で保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物（蛍光灯安定器）
3,473kg
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名称 長野県総務部財産活用課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2
- 3 契約の相手方を決定した日
平成26年11月13日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地
(1) 名称 日本環境安全事業株式会社
(2) 所在地 東京都港区芝1丁目7番17号
- 5 契約金額
98,370,720円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める
政令（平成7年政令372号）第10条第1項第1号に該当するため

財産活用課

公告

長野県西部箕輪土地改良区の役員について、次のように
就退任の届出がありました。

平成26年12月15日

長野県上伊那地方事務所長 青木 一男

理事

新任

氏名 住所

白鳥 政徳 上伊那郡箕輪町大字福与1804番地1

退任

氏名 住所

平澤 豊満 上伊那郡箕輪町大字中箕輪463番地

農地整備課

公告

長野県伊那西部土地改良区連合の役員について、次のよ
うに退任の届出がありました。

平成26年12月15日

長野県上伊那地方事務所長 青木 一男

理事

退任

氏名 住所

平澤 豊満 上伊那郡箕輪町大字中箕輪463番地

農地整備課